

報告第 26 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 専決処分年月日 | 令和 6 年 7 月 14 日 |
| 2 | 損害賠償額 | 977,130 円 |
| 3 | 相手方 | 市内在住者 |
| 4 | 事故の概要 | 令和 6 年 5 月 8 日午前 11 時 10 分頃、市内城山一丁目 24 番 27 号の共同住宅駐車場入口付近の下り坂において、環境事業センター会計年度任用職員の運転するごみ収集車が後退しながら転回しようとしたところ、駐車場との段差で左後輪が脱輪し、当該車両の荷箱の作動油パイプが破損し、駐車場アスファルトを汚損させるとともに、脱輪した状態で後退したところ、車両下部が駐車場アスファルト等に接触し、これを破損させた。 |